

議案第28号

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部改正について

次のとおり三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成6年3月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例の一部を改正する条例

三朝町水洗便所等改造資金貸付基金条例（昭和63年三朝町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「三朝町公共下水道処理区域」を「三朝町の下水道処理区域」に、「公共下水道」を「下水道」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 下水道処理区域 三朝町公共下水道条例（昭和61年三朝町条例第27号。以下「下水道条例」という。）第2条第5号に規定する処理区域及び三朝町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成6年三朝町条例第 号。以下「集落排水条例」という。）第2条第2項に規定する処理区域をいう。
- (2) 下 水 道 下水道条例第2条第3号に規定する公共下水道及び集

落排水条例第3条第2号に規定する処理施設をいう。

第2条中「3,000万円」を「5,000万円」に改める。

第4条第1号中「公共下水道の供用開始の告示がなされている」を「下水道の供用が開始されている」に改め、同条第2号中「三朝町都市計画下水道事業受益者負担金」を「下水道事業に係る受益者負担金又は分担金」に改め、同条第3号中「公共下水道の供用開始の告示の日」を「下水道の供用開始の決定の日」に改める。

附 則

この条例は、平成6年4月1日から施行する。